

定 款

2022年6月29日



定 款

制定 1948. 3. 1

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、科研製薬株式会社と称し、英文ではKAKEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業薬品、試薬、工業薬品、医薬原料、劇物毒物、放射性製品、食品添加物、飼料添加物の製造、製造販売、販売及びその斡旋
- (2) 化粧品、医療機器、衛生用品、健康機械器具の製造、販売及びその斡旋
- (3) 各種化学製品の製造及び販売
- (4) 魚介類等水産物の養殖、ブロイラー等畜産物の飼育、きのこ類の栽培及び販売
- (5) 食料品、飲料品、酒精含有飲料、調味料、香料、飼料、日用雑貨及びこれらの原材料の販売並びにその斡旋
- (6) 前各号に掲げる製品の輸出及び輸入
- (7) 事務用品、事務用機器の販売
- (8) 不動産の売買、管理、賃貸及びその斡旋
- (9) ホテル、レストラン、駐車場、倉庫、給油所の経営、管理及び賃貸
- (10) 陸上運送業
- (11) 空気清浄装置の製造及び販売
- (12) 包装材料のデザイン及びパンフレット、広告印刷物のデザイン並びに製作
- (13) 広告代理業務
- (14) 医療情報サービスの提供業務
- (15) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理店業務
- (16) 前各号の事業に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億9,300万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、市場取引又は公開買付けの方法により自己の株式を取得することを、取締役会の決議によって決定することが出来る。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- (1) 会社法第189条第2項各号の規定に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが出来る。ただし、買増請求があるときに、当会社がその請求により譲り渡す数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期及び開催場所)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に隨時これをお召集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長には、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することが出来る。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第20条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選 任)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するには、会日より2日前までに各取締役及び監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで、取締役会を開催することが出来る。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、取締役会の決議により別に定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第29条 当会社は、社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することが出来る。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することが出来る。

第5章 監査役及び監査役会

(定 員)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会を招集するには、会日より2日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

2. 監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することが出来る。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、監査役会の決議により別に定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(補欠の監査役)

第37条 当会社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠の監査役をあらかじめ選任することが出来る。

2. 前項の選任にかかる決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(社外監査役の責任免除)

第38条 当会社は、社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することが出来る。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することが出来る。

第6章 会計監査人

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることが出来る。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(附 則)

1. 定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。